

条 例

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表危機管理防災部の項第六号中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同項第八号中「千八百円」を「千九百円」に改め、同項第九号中「五千円」を「六千五百円」に、「三千四百円」を「四千五百円」に、「二千七百元」を「三千六百元」に改め、同項第十二号中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同項第十四号中「千八百円」を「千九百円」に改め、同項第十五号中「五千円」を「五千七百元」に、「三千四百円」を「三千八百円」に改め、同項第四十号金額の欄口中「百八十円」を「百六十円」に改め、同欄ハ中「二百二十円」を「二百十円」に、「四円」を「三元」に改め、同欄ニ中「九十円」を「八十円」に改め、同項第六十三号中「一万九千元」を「一万七千元」に改める。

別表環境部の項第二号中「第三十二条の四第一項第五号ロ」を「第三十二条の四第一項第六号ロ」に改め、同項第七号中「第六条第一項第五号ロ」を「第六条第一項第六号ロ」に改め、同項第九号中「三万七千七百円」を「三万三千九百円」に改め、同項第十号中「一万七千元」を「一万五千元」に改め、同項中第五十八号を第六十三号とし、第五十二号から第五十七号までを五号ずつ繰り下げ、同項第五十一号中「七万五千元」を「六万七千元」に改め、同号を同項第五十六号とし、同項中第五十号を第五十五号とし、第四十二号から第四十九号までを五号ずつ繰り下げ、第四十一号を第四十三号とし、同号の次に次の三号を加える。

四十四 土壌汚染	汚染土壌	十二万円
対策法第二十七	処理業の	
条の二第一項の	譲渡及び	
規定に基づく汚	譲受の承	
染土壌処理業の	認申請手	
譲渡及び譲受の	数料	
承認の申請に対		

<p>四十五 土壤汚染 対策法第二十七 条の三第一項の 規定に基づく汚 染土壤処理業者 である法人の合 併又は分割の承 認の申請に対す る審査</p>	<p>汚染土壤 処理業者 の合併又 は分割の 承認申請 手数料</p>	<p>十二万円</p>
<p>四十六 土壤汚染 対策法第二十七 条の四第一項の 規定に基づく汚 染土壤処理業の 相続の承認の申 請に対する審査</p>	<p>汚染土壤 処理業の 相続の承 認申請手 数料</p>	<p>十二万円</p>

別表環境部の項中第四十号を第四十二号とし、第十七号から第三十九号までを
二号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の二号を加える。

<p>十七 廃棄物の処 理及び清掃に関 する法律第十二 条の七第一項の 規定に基づく二 以上の事業者に よる産業廃棄物 の処理に係る特 例の認定の申請 に対する審査</p>	<p>二以上の 事業者に よる産業 廃棄物処 理に係る 特例認定 申請手数 料</p>	<p>十四万七千円</p>
<p>十八 廃棄物の処 理及び清掃に関</p>	<p>二以上の 事業者に</p>	<p>十三万四千円</p>

<p>する法律第十二 条の七第七項の 規定に基づく二 以上の事業者に よる産業廃棄物 の処理に係る特 例の認定に係る 事項の変更の認 定の申請に対す る審査</p>	<p>よる産業 廃棄物処 理に係る 特例変更 認定申請 手数料</p>
--	---

別表農林部の項第三十一号中ヌをルとし、リを又とし、チをリとし、トの次に次のように加える。

<p>チ 牛ウイルス性下痢・粘膜病の検査</p> <p>(1) 血清学的検査</p> <p>(2) (1)以外の検査</p>	<p>六百円</p> <p>二千円</p>
--	-----------------------

別表農林部の項第三十一号に次のように加える。

<p>ヲ 豚繁殖・呼吸障害症候群の検査</p> <p>(1) 血清学的検査</p> <p>(2) (1)以外の検査</p>	<p>六百円</p> <p>二千円</p>
---	-----------------------

別表都市整備部の項第二十一号中「又は第十三項ただし書」を「、第十三項ただし書又は第十四項ただし書」に改め、同項第二十五号中「基づく建築物の建ぺい率」を「基づく建築物の建蔽率」に、「建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外等に係る許可申請手数料」を「建築物の建蔽率に関する制限の適用除外等に係る許可申請手数料」に改め、同項第三十二号中「基づく建築物の容積率、建ぺい率」を「基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料」を「高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料」に改め、同項第四十四号中「基づく建築物の建ぺい率」を「基づく建築物の建蔽率」に、「再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」を「再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建蔽率又は建築物の高さに関

する制限の適用除外に係る認定申請手数料」に改め、同項第五十号中「建ぺい率の特例の」を「建蔽率の特例の」に、「地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料」を「地区計画等の区域における建築物の建蔽率の特例認定申請手数料」に改め、同項第六十一号中「規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率」を「規定に基づく建築物の容積率、建蔽率」に、「一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」を「一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」に改め、同項第七十一号中「一万六千九百円」を「一万七千七百円」に改める。

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第三百八十七号を第三百九十二号とし、第三百二十三号から第三百八十六号までを五号ずつ繰り下げ、同項第三百二十二号を次のように改め、同号を同項第三百二十七号とする。

三百二十一 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第三百二十一号を第三百二十六号とし、第三百十二号から第三百一十号までを五号ずつ繰り下げ、同項第三百十一号を次のように改め、同号を同項第三百十六号とする。

三百十一 地区計画等の区域における建築物の建蔽率の特例認定申請手数料

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第三百十号を第三百十五号とし、第三百五号から第三百九号までを五号ずつ繰り下げ、同項第三百四号を次のように改め、同号を同項第三百九号とする。

三百四 再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第三百三号を第三百八号とし、第二百九十三号から第三百二号までを五号ずつ繰り下げ、同項第

二百九十二号を次のように改め、同号を同項第二百九十七号とする。

二百九十二 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第二百九十一号を第二百九十六号とし、第二百八十四号から第二百九十号までを五号ずつ繰り下げ、同項第二百八十三号を次のように改め、同号を同項第二百八十八号とする。

二百八十三 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外等に係る許可申請手数料

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第二百八十二号を第二百八十七号とし、第二百二十一号から第二百八十一号までを五号ずつ繰り下げ、第二百二十号を第二百二十二号とし、同号の次に次の三号を加える。

百二十三 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認申請手数料
百二十四 汚染土壌処理業者の合併又は分割の承認申請手数料
百二十五 汚染土壌処理業の相続の承認申請手数料

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第百十九号を第百二十一号とし、第九十六号から第百十八号までを二号ずつ繰り下げ、第九十五号の次に次の二号を加える。

九十六 二以上の事業者による産業廃棄物処理に係る特例認定申請手数料
九十七 二以上の事業者による産業廃棄物処理に係る特例変更認定申請手数料

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条中埼玉県手数料条例別表環境部の項第二号及び第七号の改正規定は公布の日から、同表危機管理防災部の項第六号、第八号、第九号、第十二号、第十四号及び第十五号の改正規定は同年五月一日から施行する。